

4 県が取り組むべき課題

前計画の達成見込状況及び県の廃棄物処理の現状、近年の社会の動向を踏まえ、県が取り組むべき主な課題は次のとおりとし、(2)、(3)、(7)、(8)、(9)、(10)については重点的に取り組むべき課題とします。

なお、その他の課題も含め、県で展開する施策は51ページの施策体系のとおりです。

(1) 県民、事業者と連携した3R+Renewableの推進

展開する主な施策:(1)-1~(1)-7

県民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(排出原単位)は減少傾向で推移しているものの、焼却されている廃棄物の中には、まだ食べることができる食品や、プラスチック、紙、布など再資源化可能な資源が多く含まれており、更なる削減や再資源化の余地が十分残されています。

産業廃棄物の排出量についても、減少傾向で推移していますが、排出量の変動要因となる経済の動向次第で今後増加する可能性があることや、鉱さいやがれき類など、再生利用率が極めて高い品目がある一方で、汚泥の再生利用率は約10%に留まるなど、再資源化が不十分な品目もあります。

また、出口側の循環利用率は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに全国平均を上回っているものの、近年横ばいで推移し伸び悩んでいることから、再資源化の更なる推進が課題となっています。

さらに、今後、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けて、従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)に加えて、石油などの再生不可能な資源への依存度を減らし、木材などの再生可能な資源に置き換える Renewable(再生可能な資源への代替)の推進も重要となっており、製品設計段階からの見直しや、ライフサイクル全体での3R+Renewableに向けた取組が求められます。

こうした状況を踏まえ、県民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を理解した上で、各主体が連携し、3R+Renewableを推進する必要があります。

(2) 食品ロスの削減の推進 *

展開する主な施策:(1)-2

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品「食品ロス」の発生は、資源の浪費、処理コストの増加や焼却処理によるCO₂排出や焼却灰の埋立等による環境負荷の増加に繋がっています。また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、食料の多くを輸入に依存している日本において、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であり、県としても、削減の推進を図っていかねばなりません。

食品ロスの削減のためには、消費者、事業者、関係団体、行政等の各主体が、削減の必要性や自らに求められる役割を理解し、具体的な行動に移すと同時に、相互に連携・協働して取り組むことが重要です。各主体の理解を深めるための更なる普及啓発を推進するとともに、多様な主体が連携して、削減に向けて県を挙げて取り組んでいくことが必要です。

また、食品ロスの削減に取り組んだ上でも発生する食品廃棄物については、再生利用の推進が必要です。

(3) プラスチック等資源の循環利用

展開する主な施策:(1)-1、(1)-3~(1)-5、(2)-2

近年、プラスチック資源循環促進法の施行や、製品プラスチックの水平リサイクル等の取組(ボトル to ボトルなど)が進展しており、排出抑制・分別・回収・再資源化に至るまで、製品ライフサイクル全体を通じた対応が求められており、廃プラスチックの循環利用は、循環経済への移行に当たって、必要不可欠なものとなっています。

県の現状として、一般廃棄物においては、焼却ごみ中のビニール・合成樹脂等の割合が令和5年度で27.8%と平成30年度の27.3%より0.5ポイント増加しており、より一層の分別の徹底が必要です。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集実施市町村は、令和5年度で32市町村に留まり、容器包装プラスチック、雑紙等の資源化可能な品目の分別収集を実施していない市町村もあるなど、自治体間での分別収集体制の差や意識のばらつきも課題となっています。

産業廃棄物においては、廃プラスチックの出口側の循環利用率が平成30年度の58%から、令和5年度では67%と増加していますが、最終処分率が高く、更なる循環利用が必要です。

これらの現状を踏まえ、プラスチックそのものの使用削減を図りつつ、廃プラスチックの効果的な分別収集・再資源化を推進するとともに、再生プラスチックの需要創出などの取組も進めていく必要があります。

また、廃プラスチックに限らず、汚泥やバイオマス資源などの循環資源の利活用を一体的に進めることで、循環経済への移行や廃棄物分野の脱炭素化を推進する必要があります。

(4) 不法投棄の未然防止

展開する主な施策:(3)-7

一般廃棄物においては、新たな不法投棄件数は減少傾向にあるものの、道路や空き地、林地における廃家電等の不法投棄やいわゆるポイ捨てによるごみの散乱などが依然と発生している状況にあります。

産業廃棄物においては、不法投棄の件数は近年横ばいで推移していますが、未然防止のため、警察や関係機関等と連携したパトロールや監視体制を整備しています。

また、過去に不法投棄された産業廃棄物が現在でも多数残存しており、規模の大きい不法投棄の残存物の撤去は、行為者の資力等の都合により進んでおらず、これら不法投棄により周辺環境への支障のおそれのある場合は、行政代執行による支障除去が必要となります。

このため、大規模な不法投棄に発展する前の早期発見、未然防止が重要であり、引き続き不法投棄防止対策への取組が必要です。

さらに近年は、外国人が関与する広域的な不適正処理事案なども問題となっています。

(5) 人口減少・高齢化社会への対応

展開する主な施策:(2)-3、(3)-9

人口減少や高齢化社会の進展に伴い、廃棄物処理に係る担い手不足や家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える世帯の増加などが起きており、これらの社会構造の変化に対応した廃棄物処理体制の構築が求められています。

人口減少が進む中、持続可能な廃棄物処理体制を確保するためには、AI等のデジタル技術の活用による効率化などが重要となっています。

また、ごみ出しが困難な高齢者世帯の増加や、独居高齢者の孤立化など、地域によって日常的なごみ出しそのものが困難な状況が生まれつつあるため、地域の実情に応じた柔軟な収集体制の整備や、使用済み紙おむつや在宅医療及び遺品整理等に伴って発生する廃棄物の増加など、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築が求められます。

(6)持続可能な適正処理の確保 **展開する主な施策:(2)-1、(4)-1~(4)-4**

市町村等が設置するごみ処理施設については老朽化が進んでいることから、今後、計画的な施設更新や長寿命化の検討が必要となっています。また、最終処分場については、残余容量が限られていることから、地域住民の理解のもと計画的に整備していく必要があります。

このような状況を踏まえ、県は、市町村等が施設整備を行う場合に、国の交付金制度を活用し、地球温暖化対策にも配慮した高効率発電・熱回収施設の導入を促進するなど、必要な助言等を行っていく必要があります。

また、産業廃棄物処理施設については民間事業者による整備が基本ですが、再資源化事業等高度化法による効率的な再資源化や温室効果ガスの削減効果が高い施設の導入を促進するなどの働きかけを行うだけでなく、適正処理や資源化が困難な廃棄物の処理施設や、中小事業者のための処理施設等については、行政が関与した施設整備もひとつの選択肢と考えられます。

(7)地球温暖化対策のための廃棄物エネルギーの活用推進

展開する主な施策:(2)-1、(2)-2、(4)-1~(4)-3

地球温暖化対策として、廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減が必要です。廃棄物処理施設の整備に当たっては、処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、地域での廃棄物エネルギーの利活用を推進する必要があります。

また、廃棄物の焼却処理時における熱エネルギー回収による発電などの廃棄物エネルギーの活用推進は、温室効果ガス排出量の削減に有効であり、適正かつ効率的な規模での発電を行うための広域処理の推進と施設の集約化による効率化を図ることが重要です。特に、老朽化施設の更新や統廃合に際しては、エネルギー回収機能の強化を視野に入れた整備が求められます。

さらに、バイオマス資源の活用の推進も有効で、県内では様々なバイオマス資源の活用の取組が展開されていますが、多くの取組が、原料収集段階での安定確保、変換段階での低コスト化、利用段階での需要拡大などの各段階での課題を抱えており、安定したバイオマス資源の活用とその拡大には、これらの課題を解決することが必要です。

適正処理や再資源化だけでなく、省エネルギー化や廃棄物エネルギーの活用を組み合わせ、資源循環と脱炭素の推進が一体となった取組が求められています。

(8)ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進 展開する主な施策:(2)-1、(4)-2

ごみ処理施設の約87%が稼働してから15年以上経過しており、令和12年度にはその割合が約93%に達する見込みです。これらの施設の多くは老朽化が進行しており、計画的な更新が求められる時期にあります。また、施設更新に当たっては、持続可能な適正処理を確保する上で、耐震化や風水害対策等の施設の強靱化に加え、温室効果ガス排出量の削減など、地球温暖化対策の観点も取り入れる必要があります。

また、人口減少の進行によるごみ排出量の減少が見込まれており、廃棄物処理に係る担い手不足といった廃棄物処理の非効率化も深刻化しつつある中、県内の自治体において単独で処理体制を維持することが、財政的・人的資源の両面で難しくなることが予想されます。

これらの現状を踏まえ、安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制の構築が重要であり、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を進めていく必要があります。

(9)災害廃棄物処理体制の強化 展開する主な施策:(5)-1、(5)-2

大規模な地震や気候変動の進行により頻発化・激甚化した気象災害が発生する中、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制を強化していくことが必要です。

県の災害廃棄物処理計画に加え、県内全市町村において災害廃棄物処理計画の策定が完了しており、災害時の一定の備えは進んでいるものの、その実効性や運用面での課題が依然として残されています。

特に、災害時の初動対応を迅速に行うためには、平時から災害による影響を想定し、仮置場の確保や県民への周知のほか、市町村、廃棄物処理事業者、県、近隣都県等との連携の確立や廃棄物処理施設の強靱化、人材育成など、処理体制の強化が不可欠です。

また、国の指針の改定や災害対応に関する新たな知見を反映し、県の災害廃棄物処理計画について適宜見直しを行うことで、より実効性の高い処理体制の構築が重要となっています。

さらに、防災力の充実強化を図るため、日常に利用するモノやサービス等をそのまま災害時の備えとして活用し、日常の中に防災を自然な形で取り入れるフェーズフリーの考え方が必要となっており、ごみ処理施設においても、平常時も災害時も役立つフェーズフリーなごみ処理施設の設置等を検討することも大切です。

(10)不適正ヤードへの対策 展開する主な施策:(3)-4

自動車リサイクル法等各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法自動車ヤードについて、県民の生活環境の保全上の支障を防止し、平穏な生活を確保するため、引き続きその解消に向けた取組が必要となっています。

また、金属スクラップヤード等については、高積みによる崩落のおそれや火災などが発生していることから、県民生活の安全を確保するとともに、生活環境保全上の支障を防止するため、令和6年4月に施行した金属スクラップヤード等規制条例による立入検査、指導が必要です。

このような状況を踏まえ、警察と密に連携しながら不法自動車ヤードの一掃を目指すとともに、金属スクラップヤード等については、条例で定める基準の適合状況を監視・指導し、違反事案に対しては警察、市町村と連携した指導を徹底する必要があります。